

1\_後期高齢者医療保険料額決定通知書（KU01）表

## 後期高齢者医療保険料額決定通知書

通知書番号	
-------	--

後期高齢者医療保険料  
とおり決定しましたので通知します。

被保險者名
被保險者番号

決定年月日

年間保障

の後期高齢者医療保

お問い合わせ

〒904-1192 沖縄県うるま市石川  
沖縄県後期高齢者医療  
TEL: 098-963-8012  
FAX: 098-964-7785

### 決定理由

(1 P) 保

	① 税課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額 ③+④
⑥ 限度超過額	⑦ 所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧ 均等割軽減額	⑨ 年間保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月
⑩ 月割減額	⑪ 保険料額 ⑨+⑬-⑩-⑭				

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎（終了年度の）

	⑪ 均等割額	均等割輕減割合	⑫ 均等割輕減額	⑬ 年間保険料額 ⑪—⑫	月数	⑭ 月割減額
シン目						

三

# 後期高齢者医療保険料納付通知書

三

後期高齢者医療保険料を下記のとおり徴収させていただきます。

被保險者名  徵收方法

●4ページの特別徴収欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

●4ページの普通徴収欄に金額の記載がある場合は、納付書払いか口座振替での支払いとなります。

口座振替を登録している場合は、納期限の日に下記金融機関から振替させていただき

金融機関	
支店	
種目	
口座番号	
口座名義人	

お問い合わせ先  
那覇市役所 国民健康  
TEL: 098-917-0410  
FAX: 098-862-4265

期別

後期高齢者医療保険料  
領収証書  
貼付台紙

のりしろ	のりしろ	のりしろ	のりしろ	のりしろ (5P)
第1期 納期限	第2期 納期限	第3期 納期限	第4期 納期限	第5期 納期限
納付料額	納付料額	納付料額	納付料額	納付料額
円	円	円	円	円
1	2	3	4	5

納付後、領収印が押された領収書を添付してください。

ご注意! 領収証書は後日の紛争を避けるため、  
5ヵ年間は保存してください。(申告の際も必要です。)

加入者名	那覇市会計管理者	口座番号	01780-0-961449
取まとめ	福岡貯金事務センター	局名	〒812-8794

通知書番号

ミシン目

様

(那覇市控) (金融機関控)  
後期高齢者医療保険料 口座振替申込書

(7P)

申込日 年月日

沖縄県那覇市		印字用コード 472018	字体 O I 2 3 4 5 6 7 8 9	この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。		
納付済通知書(公)						
口座番号	01780-0-961449		加入者名	那覇市会計管理者	料額	
収納機関番号	納付番号		確認番号		納付区分	
納期限	調定年度	賦課年度	科目	期別	通知書番号	
I-D 82	都市 20	会計 1101010201017	数 項目 節 細節 ①	料	額 ①	
調定年度 □□		通知書番号 □□□□□□□□			□□□□□□□□	
所属コード 0802		賦課年度 □□	期別 □□	納区 □□	督促手数料 ② □□□□□□	□□□□□□□□
延滞金 □□□□□□		合計 □□□□□□			納付額 ① + ② + ③ □□□□□□	□□□□□□□□
納付者 CVS収納用						領收日付印 上記のとおり通知します。 <b>2</b>
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。						取り扱い店舗 琉球銀行：那覇市沿岸内中銀所

472018	(第2期分)	領収証書 (第2期分)	
沖縄県那覇市			
納付書 (公)			
者名	那覇市会計管理者		
番号	01780-0-961449		
限額			
額	円		
手数料	円		
滞金	円		
計	円		
合計	円		
納付者			
通知書番号			
調定年度	賦課年度	科目	期別
領收日付印			
上記のとおり納付します。			
			
			
收入印紙不要			

沖縄県那覇市		印字用紙コード 472018	字体		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9						
納付済通知書(公)										※この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。	
口座番号	01780-0-961449		加入者名	那覇市会計管理者		料額					円
収納機関番号			納付番号					確認番号			納付区分
納期限			調定年度	賦課年度	料目	期別	通知書番号				
I-D 82	都市 20	金 1101010201017	計 款 項 目 節 細 節 C①	料 額 ①							
調定年度 □□		通知書番号 □□□□□□□□					□□□□□□□□				
所属コード 0802		賦課年度 □□□□	期別 □□□□	納区 □□□□	督促手数料 ②		□□□□	合 計 額 ① + ② + ③	□□□□	納 付 額 ① + ② + ③	□□□□
延 滞 金 ③		□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	
納付者 CVS収納用	領收日付印 上記のとおり通知します。										
ミシン目											
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。											
取り扱い 琉球銀行：那覇市役所内出張所											

472018	(第3期分)	領收証書 (第3期分)	
沖縄県那霸市		沖縄県那霸市	
納付書(公)			
加入者名	那霸市会計管理者		
口座番号	01780-0-961449		
納期限			
料額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		
納付者			
通知書番号			
調定年度	賦課年度	科目	期別
領收日付印			
上記のとおり納付します。			
3			
領收日付印			
上記のとおり領収しました。			
3			
収入印紙不要			

沖縄県那覇市		市町村コード 472018	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	沖繩	
納付済通知書 (回)													※この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。	
口座番号	01780-0-961449			加入者名	那覇市会計管理者			料額					円	
収納機関番号		納付番号				確認番号			納付区分					
納期限				調定年度	賦課年度	料目	期別	通知書番号						
1-D 82	都市 20	会計 款項 目節 細節 C① 110101020201017							料	額 ①				
調定年度			通知書番号											
所属コード 0802	賦課年度	期別	納区	督促手数料 ②										
	延滞金 ③							合計	納付	額 ① + ② + ③				
納付者													<b>領收日付印</b> 上記のとおり通知します。 <b>4</b>	
CVS収納用														
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。														
取扱店舗 琉球銀行: 那覇市役所内出張所	金銭機関 ゆうちょ銀行: 福岡市金事務センター(〒812-8794)	収納代行会社: CNS												
(那覇市/CVS本部控)														

県那覇市		(第4期分)	
納付書(公)			
者名	那覇市会計管理者		
番号	01780-0-961449		
限額			
額	円		
手数料	円		
滞金	円		
計	円		
番号			
年度	賦課年度	科目	期別
領收日付印			
上記のとおり納付します。			
			
(金融機関/郵便局/CVS店舗控)			
領收証書(第4期分)			
加入者名 那覇市会計管理者			
口座番号 01780-0-961449			
納期限			
料額			
督促	円		
手数料	円		
延滞金	円		
合計			
円			
納付者			
通知書番号			
開票年度	賦課年度	科目	期別
領收日付印			
上記のとおり領收しました。			
			
收入印紙不要			
取扱代行会社: CNS (納付者控)			

沖縄県那覇市		市民カード 472018	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9							
納付済通知書(公)										
口座番号	01780-0-961449		加入者名	那覇市会計管理者		料額				
収納機関番号		納付番号				確認番号			納付区分	
納期限			調定年度	賦課年度	科目	期別	通知書番号			
I-D 82	都市 20	会計 款項目節細節 110101020201017			料			額	(1)	
調定年度 □□		通知書番号 □□□□□□□□□□					□□□□□□□□□□			
所属コード 0802	賦課年度 □□	期別 □□	納区 □□	督促手数料 □□			合計 □□	納付 額 □□□□	(1) + (2) + (3) □□□□	
納付者 CVS収納用										領收日付印 上記のとおり通知します。
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。										
取扱い店 琉球銀行：那覇市役所内出張所 ゆうちょ銀行：福岡町金事務センター（〒812-8794）		取扱代行会社：CNS								
(那覇市／CVS本部控)										

沖縄県那覇市		(第5期分)	
納付書(公)			
加入者名	那覇市会計管理者		
口座番号	01780-0-961449		
納期限			
料額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		
納付者			
通知書番号			
調定年度	賦課年度	料目	期別
領收日付印			
上記のとおり納付します。			
			
(全額機関／郵便局／CVS店舗)			
領收証書(第5期分)			
沖縄県那覇市			
(公)			
加入者名	那覇市会計管理者		
口座番号	01780-0-961449		
納期限			
料額			
円			
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計			
円			
納付者			
通知書番号			
調定年度	賦課年度	料目	期別
領收日付印			
上記のとおり領收しました。			
			
この領收証書は取扱機関の領收印付印 までの領收書は取扱機関の領收印付印 の領收印付印			
収入印紙不要			
(ゆうゆう窓口)			

沖縄県那覇市		印字用コード 472018	字体 O I 2 3 4 5 6 7 8 9						
納付済通知書(公)									
口座番号	01780-0-961449		加入者名	那覇市会計管理者		料額			
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分	
納期限			調定年度	賦課年度	料目	期別	通知書番号		
I-D 82	都市 20	会計款項目 1101010201017	細節①		料 額①				
調定年度		通知書番号							
所属コード 0802	賦課年度	期別	納区	督促手数料②					
	延滞金③				合計	納付額	① + ② + ③		
納付者 CVS収納用	領收日付印 上記のとおり通知します。								
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。									
支払方法：琉球銀行・那覇市役所内出張所 金融機関：ゆめちか銀行・福岡院全東路カーラー(=912-9704) 振込銀行名：CNS									

472018		(第6期分)		領収証書 (第6期分)	
県那覇市		納付書 (公)		沖縄県那覇市	
名 号	那覇市会計管理者 01780-0-961449		加入者名 口座番号		口座 番号
銀 預 料 金 計	円 円 円 円		料額 替手数料 延滞金 合計 円		納期 番号
号 度	賦課年度 料目 期別		通知書番号		I-D 82 調定 所属 080
	領収日付印 上記のとおり納付します。		領収日付印 上記のとおり領収しました。		納付者 CVS収納用 バー 取りまと 金輪機器
	<b>6</b> この領収書に記載した金額に誤りがある場合は、お取扱い店舗にてお問い合わせください。		<b>6</b> この領収書に記載した金額に誤りがある場合は、お取扱い店舗にてお問い合わせください。		
	(会員登録/登録店/CVS店舗検索)		収入印紙不要 (納付者控)		

沖縄県那覇市		支局コード 472018	字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。	
納付済通知書(公)					
座 号	01780-0-961449	加入 者名	那覇市会計管理者	料額	円
機関 号	納付番号	確認番号			納付 区分
限		調定年度	賦課年度	料目	期別 通知書番号
都市 20	会計 款項 目節 細節	1101010201017	料	額①	
定年度	通知書番号				
支局コード 802	賦課年度	期別	納区	督促手数料②	
	延滞金③			合計	納付額①+②+③
ミシン目					
コードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。					
琉球銀行：那覇市役所内出張所 ゆうちょ銀行：福岡貯金事務センター(〒812-8794) 取扱い会社：CNS					
領收日付印 上記のとおり通知します。 7 (那覇市/CVS本部控)					
加入者名 口座番号 納期限 料額 督促手数料 延滞金 合計 納付者 通知書番号 調定年度					

沖縄県那覇市		明治村コード 472018	字 体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9						
納付済通知書(公)									
口座番号	01780-0-961449		加入者名	那覇市会計管理者		料額			
収納機関番号			確認番号			納付区分	円		
納期限			調定年度	賦課年度	料目	期別	通知書番号		
I-D 82	都市 20	会計款項目筋細節 1101010201017	料	額①					
調定年度 □□		通知書番号 □□□□		□	□	□	□	□	□
所属コード 0802		賦課年度 □□	期別 □□	納区 □□	督促手数料② □□□□	合計 □□	納付額 □□□□	① + ② + ③ □□□□	
納付者 CVS収納用		延滞金③ □□□□							
領收日付印 上記のとおり通知します。 <b>8</b>									
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。									
取りまとめ 金融機関		琉球銀行・那覇市役所内出張所 ゆうちょ銀行 福岡府金車務センター(〒812-8794)		受取代行会社: CNS					
受取代行会社: CNS									

472018		(第8期分)		領收証書 (第8期分)	
県那霸市		納付書(公)		沖縄県那霸市	
名 号	那霸市会計管理者 01780-0-961449			加入者名	那霸市会計管理者
限				口座番号	01780-0-961449
額				納 期	限
料				料 額	円
金				手数料	円
計				督促料	円
				滞滯金	円
				合 計	円
号				納付者	
年度	賦課年度	科目	期別	通知書番号	
				調定年度	賦課年度
				科目	期別
	領 収 日 付 印			領 収 日 付 印	
	上記のとおり納付します。			上記のとおり領収しました。	
	<b>8</b>			<b>8</b>	
				収入印紙不要	
CNS	(金融機関/郵便局/CVS店舗控)			納付代行会社 CNS	(納付者控)
				取り扱い金額機	

那霸市		平野町1-1 472618	字 0123456789	この用紙は、直接機械に読み込ませますので、 汚したり折り曲げたりしないでください。		沖縄県那霸市		
納付済通知書						加入者名 那霸市会計管理者	料額	円
座 号	01780-0-961449	機関 号	納付番号	確認番号		納付 区分		
限		調定年度	賦課年度	科 目	期 別	通知書番号		
2 2 定期年度	20 都市 会計 款項 目節 細節	1101010201017 通知書番号	額 ①					
802 支票コード	賦課年度 期 別 納区	督促手数料 ②	合 計	納 付	額 ① + ② + ③			
延 滞 金 ③								
						領 収 日 付 印		
						上記のとおり通知します。		
						9		
コードがないものや全額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。								
その他 規制	琉球銀行：那霸市役所内出張所 ゆうちょ銀行：福岡貯金事務センター（〒812-8794）	収納代行会社：CNS	(那霸市／CVS本部控)			取扱代行会社：CNS		

那覇市		(第3期分)		沖縄県那覇市	
		納付書		公	
那覇市会計管理者		加入者名		那覇市会計管理者	
01780-0-961449		口座番号		01780-0-961449	
		納期限			
		料額		円	
		資 促 手数料		円	
		延滞金		円	
		合計		円	
納付者					
		通知書番号			
		調定年度		賦課年度	
		科目		期別	
領収日付印		領収日付印		この領収書は、受取機関の領収日付印 を捺すものとし、本領収書は、 その効力を失ふ。	
上記のとおり納付します。		上記のとおり領収しました。			
<b>9</b>		<b>9</b>			
		収入印紙不要			
(金融機関/郵便局/CVS店舗控)		取扱代行会社: CNS		(納付者控)	

7. 保険料の減免  
災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられことがあります。
8. 特別徴収  
老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が特別徴収対象年金額の1/2以下の人には、後期高齢者医療保険料を年金からの天引きにより納めることになります。4月、6月、8月の仮徴収額と10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。なお、翌年度仮徴収額は、本年度2月の特別徴収額と原則、同額になります。
9. 普通徴収  
特別徴収以外の方は普通徴収になります。口座振替での納付を希望される場合は、申請が必要です。
10. 審査請求及び行政訴訟  
1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。  
2 また、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときを除く）でなければ提起することができないこととされています。  
①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。  
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。  
③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒900-8570  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県後期高齢者医療審査会（3階 国民健康保険課）  
TEL 098-866-2304  
FAX 098-866-2326

## 便利で安心 “口座振替”

お忙しい方、留守がちな方には口座振替が一番!! 一度手続きをすると、その後は自動的に引落しされますので安心・確実です。

### 手続方法

- 1 この通知書の口座振替申込書の赤枠部分を記入してください。（口座振替申込書は7Pに備えてあります）
- 2 この納付通知書と預金通帳、通帳届出印鑑を持って、口座のある金融機関にお申し込みください。

### 注意事項

- 1 手続きに1ヶ月程かかりますので、申込み月の翌々月からの引落しとなります。
- 2 この申込書は、ゆうちょ銀行・郵便局では使用できません。ゆうちょ銀行・郵便局窓口備え付けの専用申込書をご利用ください。
- 3 振替は各期別の納期限日に引落しされます。
- 4 全期前納（一括払い）は年間1回（7月振替時）のみとなります。6月以降に全期前納での口座登録をされた場合は、その年度は期別ごとの振替となり、翌年度から全期前納（一括払い）となります。

お問い合わせは…那覇市役所 国民健康保険課 TEL(098)917-0410(直通)  
FAX(098)862-4265

1. 賦課根拠  
高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により賦課されたものです。
2. 保険料算出方法  
1人あたりの保険料 = 均等割額 + 所得割額（80万円を限度とする）  
均等割額 = 56,400円  
所得割額 = 賦課のもととなる所得額（※1）×所得割率（11.6/100）  
※1 賦課のもととなる所得 = 前年の所得 - 43万円
3. 月割賦課  
賦課期日後に納付義務の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。
4. 所得の低い方の軽減措置（今年度の軽減基準となります。各年度の詳細基準については市町村までお問合せください。）  
世帯（=世帯主及び被保険者）の所得状況に応じて次のように保険料の均等割額が軽減されます。  
所得の申告がない場合は軽減の対象とはなりませんので必ず申告してください。  
  - ・均等割 7割軽減基準額  
総所得額が、基礎控除額（43万円※2）を超えない世帯
  - ・均等割 5割軽減基準額  
総所得額が、基礎控除額（43万円※2）+ 30.5万円 ×（被保険者数）を超えない世帯
  - ・均等割 2割軽減基準額  
総所得額が、基礎控除額（43万円※2）+ 56万円 ×（被保険者数）を超えない世帯
- ※2 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額（43万円）に、下記の金額が加算されます。  
(給与所得者等の数-1) × 10万円
5. 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置  
これまで自分で保険料を納めていない職場の健康保険などの被扶養者だった方も、保険料を納めることになりますが、後期高齢者医療保険制度に加入した日の属する月から2年を経過する月まで、保険料の軽減措置があります。
6. 賦課期日 毎年4月1日

文言修正予定

1. 納期限までに納められなかった場合  
納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われるほか法律の定めるところにより納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、保険料額に対して各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。（納期限の翌日から3ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算）
2. 徴収根拠  
期別保険料額は、沖縄県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療の被保険者資格を有する者に対して決定した保険料額について、高齢者の医療の確保に関する法律並びに同法施行令、施行規則の規定により徴収するものです。
3. 納付方法  
年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として年金からの特別徴収（天引き）の対象となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が特別徴収対象年金受給額の2分の1を超える方や、那覇市での介護保険料が特別徴収されていない場合などは特別徴収されません。このような場合、後期高齢者医療保険料は直接納めていただく普通徴収になります。
4. 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置  
これまで自分で保険料を納めていない職場の健康保険などの被扶養者だった方も、保険料を納めることになりますが、後期高齢者医療保険制度に加入した日の属する月から2年を経過する月まで、保険料の軽減措置があります。
5. 保険料の納付義務者  
後期高齢者医療保険料は被保険者と世帯主、配偶者も連帯して納付する義務を負います。（高齢者の医療の確保に関する法律108条）
6. 審査請求及び行政訴訟  
(1) この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。  
(2) また、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に那覇市を被告として（代表者は那覇市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときを除く）でなければ提起することができないこととされています。  
①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。  
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。  
③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県後期高齢者医療審査会（3階 国民健康保険課内）  
TEL 098-866-2304  
FAX 098-866-2326

## 納付方法の選択について

後期高齢医療保険料の納付方法は、原則年金からの天引きによる特別徴収となります。申し出により口座振替でのお支払いに変更することができます。口座振替でのお支払いをご希望の方は、下記のとおり申請してください。ただし、次のいずれかに該当する方は、法令等により特別徴収の対象外となりますので申請は不要です。

- ・特別徴収の対象となる年金(基礎年金等)が年額18万円未満の方
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金支給額の2分の1を超える方
- ・年金貸付事業の融資を受けられている方

※年金からのお支払いを希望される場合も、お手続きは不要です。

記

・受付場所：那覇市役所1階 国民健康保険課 12番窓口

・必要書類：被保険者証・預金通帳・通帳届印又は、キャッシュカード

※代理の方が来課される場合は、上記書類に加え代理者の身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。

※特別徴収から口座振替に変更した場合、所得税・個人住民税の社会保険料控除については、口座名義人の方に適用されることになりますのでご注意ください。

※過去の納付実績等を理由に納付方法の変更が認められない場合があります。

ミシン目

第1期分裏

約定

1. 振替日は、納期限（又は、指定日）の5日前から納期限（又は指定日）の日までとします。
2. 那覇市から納付書が貴行に送付されたときは、当方に通知しないで所定の振替日に当方の指定口座から納付書記載の金額を払い出し、那覇市の指定口座に払い込んでください。
3. 前項の手続きについては、当座勘定又は普通預金の約定にかかわらず当座小切手の払い出し又は普通預金通帳及び同払い戻請求書の提出をいたしませんので貴行所定の方法で処理してください。
4. 所定振替日に指定預金口座の残高が納付書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく、当該納付書を返却されても異議ありません。
5. この口座振替は、貴行が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
6. この取扱いについて、万一紛議を生じても貴行に迷惑をかけません。
7. この依頼書は、特別の事情のない限り、次年度以降も有効とします。

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超えている納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

沖縄県労働金庫削除

文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い / りゅうぎんアプリ（PayB）  
※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持参ください。

コンビニエンスストア（全国の各店舗）  
・ファミリーマート・ローソン・ローソンストア100・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ  
・ヤマザキデイリーストア・ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ  
・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト  
・セイコーマート・ハマナスクラブ・ダイエー・ハセガワストア・MMK設置店

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
・沖縄県労働金庫  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 国民健康保険課 (098)917-0410

## 第2期分裏

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

### 沖縄県労働金庫削除

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
~~・沖縄県労働金庫~~  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

### 文言修正予定あり

## 第3期分裏

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

### 沖縄県労働金庫削除

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
~~・沖縄県労働金庫~~  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

### 文言修正予定あり

## 第4期分裏

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

### 沖縄県労働金庫削除

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
~~・沖縄県労働金庫~~  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

### 文言修正予定あり

## 第5期分裏

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

### 沖縄県労働金庫削除

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
~~・沖縄県労働金庫~~  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

### 文言修正予定あり

## 第4期分裏

## 第6期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

#### 文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い / りゅうぎんアプリ (PayB)  
※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関  
やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持参ください。

コンビニエンスストア（全国の各店舗）  
・ファミリーマート・ローソン・ローソンストア100・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ  
・ヤマザキデイリーストア・ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ  
・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト  
・セイコーマート・ハマナスクラブ・ダイエー・ハセガワストア・MMK設置店

お問い合わせ先

沖縄県那覇市役所

国民健康保険課

(098)917-0410

お問い合わせ先

沖縄県那覇市役所

国民健康保険課

(098)917-0410

お問い合わせ先

沖縄県那覇市役所

国民健康保険課

(098)917-0410

## 第7期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

#### 文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い / りゅうぎんアプリ (PayB)  
※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関  
やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持参ください。

コンビニエンスストア（全国の各店舗）  
・ファミリーマート・ローソン・ローソンストア100・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ  
・ヤマザキデイリーストア・ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ  
・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト  
・セイコーマート・ハマナスクラブ・ダイエー・ハセガワストア・MMK設置店

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 国民健康保険課 (098)917-0410

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

## 第9期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

#### 文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い / りゅうぎんアプリ (PayB)  
※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関  
やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持参ください。

コンビニエンスストア（全国の各店舗）  
・ファミリーマート・ローソン・ローソンストア100・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ  
・ヤマザキデイリーストア・ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ  
・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト  
・セイコーマート・ハマナスクラブ・ダイエー・ハセガワストア・MMK設置店

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 国民健康保険課 (098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。  
・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書  
・記載されている金額が30万円を超える納付書  
・納期限を過ぎた納付書  
・金額が訂正された納付書

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
・沖縄県労働金庫  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。  
※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

## 第8期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

#### 文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い / りゅうぎんアプリ (PayB)  
※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関  
やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持参ください。

コンビニエンスストア（全国の各店舗）  
・ファミリーマート・ローソン・ローソンストア100・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ  
・ヤマザキデイリーストア・ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ  
・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト  
・セイコーマート・ハマナスクラブ・ダイエー・ハセガワストア・MMK設置店

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 国民健康保険課 (098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。  
・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書  
・記載されている金額が30万円を超える納付書  
・納期限を過ぎた納付書  
・金額が訂正された納付書

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
・沖縄県労働金庫  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。  
※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

## 2\_後期高齢者医療保険料額決定通知書（KU02）表

2 P)

# 後期高齢者医療保険料額決定通知書

通知书番号



後期高齢者医療保険料が  
とおり決定しましたので通知します。

被保険者名	
被保険者番号	

決定年月日

## 年間保険料

後期高齡者医療保険

## お問い合わせ

〒904-1192 沖縄県うるま市石川石崎一丁  
中縄県後期高齢者医療広域  
TEL: 098-963-8012  
FAX: 098-964-7785

决定理由	无
------	---

ミシ

保険料の支

① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額 ③+④	
⑥ 限度超過額	均等割軽減割合	⑦ 均等割軽減額	⑧ 年間保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨ 月割減額
⑭ 保険料額 ⑧+⑫-⑨-⑬					

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎 (終了年度のみ)

⑩ 均等割額	均等割輕減割合	⑪ 均等割輕減額	⑫ 年間保險料額 ⑩-⑪	月數	⑬ 月割減額

## 後期高齢者医療保険料納付通知書



後期高齢者医療保険料を下記のとおり徴収させていただきます。

被保險者名 徵收方法

4ページの特別徴収欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

4ページの普通徴収欄に金額の記載がある場合は、納付書払いか口座振替での支払いとなります。

口座振替を登録している場合は、納期限の日に下記金融機関から振替させていただきます。

金融機関			
支店			
種目		口座番号	
口座名義人			

期別保

お問い合わせ先  
那覇市役所 国民健康保険課  
TEL : 098-917-0410  
FAX : 098-862-4265

後期高齢者医療保険料  
領収証書  
貼付台紙

のりしろ	のりしろ	のりしろ	のりしろ	のりしろ (5P)
第1期 納期限	第2期 納期限	第3期 納期限	第4期 納期限	第5期 納期限
納付料額	納付料額	納付料額	納付料額	納付料額
円	円	円	円	円
1	2	3	4	5

納付後、領収印が押された領収書を添付してください。

ご注意! 領収証書は後日の紛争を避けるため、  
5ヵ年間は保存してください。(申告の際も必要です。)

加入者名	那覇市会計管理者	口座番号	01780-0-961449
取まとめ	福岡貯金事務センター	局名	〒812-8794

(1)

通知書番号

ミシン目

様

(那覇市控) (第2号様式の2)

後期高齢者医療保険料 口座振替申込書

(那覇市口座振替納付書送付先変更届)

那覇市長宛 申込日 年月日



取扱金融機関名

支店

那覇市に納付する公金を口座振替の方法により納付したいので、  
次により依頼します。

住所  
氏名  
生年月日 年月日 Tel  
通知書番号  
開始月 年月より  
振替方法 1.年1回払(一括) 2.毎期払い

預金種類 1.普通 2.当座  
フリガナ  
口座名義人

支店コード 口座番号

(金融機関控)

後期高齢者医療保険料

(那覇市歳入金口座振替依頼書)

那覇市長宛

申込日 年月日

受付印

那覇市に納付する公金を口座振替の方法により納付したいので、裏面約定を了承のうえ次により依頼します。

住所  
氏名  
生年月日 年月日 Tel  
通知書番号  
開始月 年月より  
振替方法 1.年1回払(一括) 2.毎期払い

預金種類 1.普通 2.当座  
フリガナ  
口座名義人

支店コード 口座番号

那覇市  
口座振替依頼書 申込日 年月日

確認欄

検印  
照合印  
係印  
備考

後期高齢者医療保険料  
領収証書 貼付台紙

のりしろ	のりしろ	のりしろ	のりしろ
第6期 納期限	第7期 納期限	第8期 納期限	第9期 納期限
納付料額	納付料額	納付料額	納付料額
円	円	円	円
6	7	8	9

納付後、領収印が押された領収書を添付してください。

ご注意! 領収証書は後日の紛争を避けるため、  
5ヵ年間は保存してください。(申告の際も必要です。)

加入者名	那覇市会計管理者	口座番号	01780-0-961449
取まとめ	福岡貯金事務センター	局名	〒812-8794

(2)

通知書番号

様

(第1号様式の2) (7P)

沖縄県那覇市

字体

0123456789

この用紙は直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

市町村コード 472018

納付済通知書

年月日

口座番号

01780-0-961449

加入者名

那覇市会計管理者

料額

円

収納機関番号

納付番号

確認番号

納付区分

納定期限

調定期限

賦課年度

料目

期別

通知書番号

受付印

確認欄

検印

照合印

係印

備考

CVS収納用

バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。

取り扱い金融機関: 那覇市役所内出張所  
ゆうちょ銀行 福岡町貯金事務センター (〒812-8794) 収納代行会社: CNS

(那覇市/CVS本部控)

(金融機関/郵便局/CVS店舗控)

(納付代行会社: CNS (納付者控))

(第1期分) 領収証書 (第1期分)  
沖縄県那覇市

納付書

加入者名 那覇市会計管理者

口座番号 01780-0-961449

納定期限

料額

督促手数料

延滞金

合計

納付者

通知書番号

調定期限

賦課年度

料目

期別

領収日付印

上記のとおり納付します。

1

収入印紙不要

(6P)

## 沖縄県那覇市

市町村コード  
472018

## 納付済通知書

(公)

口座番号	01780-0-961449	加入者名	那覇市会計管理者	料額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
納期限		調定年度	賦課年度	科目	期別	通知書番号

I-D	都市	会計款項目節細節	C0	料	額①
82	20	1101010201017			
調定年度		通知書番号			
所属コード	0802	賦課年度	期別	納区	督促手数料②
		延滞金③		合計	納付額①+②+③

納付者

CVS収納用

バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。

取り扱い銀行：那覇市役所内出張所

金融機関：ゆうちょ銀行・福岡府金事務センター(〒812-8794)

取扱代行会社：CNS

字体0123456789

この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

472018 (第2期分)

領収証書 (第2期分)

## 沖縄県那覇市

納付書

(公)

加入者名	那覇市会計管理者
口座番号	01780-0-961449
納期限	期限

料額

督促手数料

延滞金

合計

督促手数料

延滞金

合計

納付者

通知書番号

納付者

通知書番号

納付者

領収日付印

上記のとおり通知します。

2

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

2

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

ミシン目

バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。

取り扱い銀行：那覇市役所内出張所

金融機関：ゆうちょ銀行・福岡府金事務センター(〒812-8794)

取扱代行会社：CNS

字体0123456789

この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

納付済通知書

(公)

口座番号

01780-0-961449

納期限

料額

督促手数料

延滞金

合計

督促手数料

延滞金

合計

納付者

通知書番号

通知書番号

納付者

領収日付印

上記のとおり通知します。

2

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

3

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

3

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり通知します。

4

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

4

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

字体0123456789

この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

納付済通知書

(公)

口座番号

01780-0-961449

納期限

料額

督促手数料

延滞金

合計

督促手数料

延滞金

合計

納付者

通知書番号

通知書番号

納付者

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

字体0123456789

この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

納付済通知書

(公)

口座番号

01780-0-961449

納期限

料額

督促手数料

延滞金

合計

督促手数料

延滞金

合計

納付者

通知書番号

通知書番号

納付者

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

字体0123456789

この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

納付済通知書

(公)

口座番号

01780-0-961449

納期限

料額

督促手数料

延滞金

合計

督促手数料

延滞金

合計

納付者

通知書番号

通知書番号

納付者

領収日付印

上記のとおり通知します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり納付します。

5

収入印紙不要

領収日付印

上記のとおり領収しました。

5

収入印紙不要

領収日付印

沖縄県那覇市		支局コード 472018	字體 O I 2 3 4 5 6 7 8 9	この用紙は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。		
納付済通知書(公)						
口座番号	01780-0-961449	加入者名	那覇市会計管理者	料額	円	
収納機関番号	納付番号			確認番号	納付区分	
納期限		調定年度	賦課年度	料目	期別	
				通知書番号		
I-D 82	都市 20	会計 款 項 目 1101010201017	細節 C.D.	料	額 ①	
調定年度		通知書番号				
所属コード 0802		賦課年度	期別	納区	督促手数料 ②	
		延滞金 ③				
				合計	納付額 ① + ② + ③	
納付者						
CVS収納用						
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。						
琉球銀行・那覇市役所内出張所 ゆめち・銀行・福岡空港連絡センター(0912-97041) 沖縄代理会社: CNS						
領收日付印 上記のとおり通知します。						
6 (那覇市/CVS本部印)						

472018		(第6期分)	
沖縄県那覇市			
納付書(公)		領収証書(第6期分)	
者名	那覇市会計管理者		
番号	01780-0-961449		
限			
額	円		
数料	円		
金	円		
計	円		
料額			
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計			
円			
納付者			
通知書番号			
番号			
年度	賦課年度	料目	期別

領 収 日 付 印			
上記のとおり納付します。			
<b>6</b>			
(金融機関／郵便局／CVS店舗窓)			
472018 (第8期分)			
県那霸市			
納付書 (回)			
者名	那霸市会計管理者		
番号	01780-0-961449		
限額	円		
料數	円		
金計	円		
番号			
年度	賦課年度	料目	期別
領 収 日 付 印 上記のとおり納付します。			
<b>8</b>			
(金融機関／郵便局／CVS店舗窓)			
領 収 日 付 印			
上記のとおり領収しました。			
<b>6</b>			
収入印紙不要			
CNS (納付者控)			
取扱銀行会社 CNS (納付者控)			
領收証書 (第8期分)			
沖縄県那霸市			
加入者名	那霸市会計管理者		
口座番号	01780-0-961449		
納 期 限			
料 領			
督 促	円		
手数料	円		
延滞金	円		
合 計			
円			
納付者			
通知書番号			
調定年度	賦課年度	料目	期別
領 収 日 付 印 上記のとおり領収しました。			
<b>8</b>			
収入印紙不要			
CVS 収納用			
取り 金額			
沖 番 収 番 納			
CVS 収納用			
取り 金額			

ミニン目		領收日付印 上記のとおり通知します。	
		7	
コードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。			
琉球銀行：那覇市役所内出張所 ゆうちょ銀行 福岡町金事務センター（〒812-8794）		納代行会社：CNS (那覇市／CVS本部控)	
県那覇市 西町コード 472018		字體 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 この用紙は、直接機械に読み込まれますので、 汚したり折り曲げたりしないでください。	
納付済通知書		(公)	
01780-0-961449		加入者名	那覇市会計管理者 料額 円
開 票 號 碼	納付番号	確認番号 納付区分	
	調定年度 賦課年度 料目 期別 通知書番号		
20	会計 款 項 目 節 細節	料	額 ①
1101010201017			
年度	通知書番号		
02			
賦課年度   期別   納区	督促手数料 ②		
延滞金 ③		合計 納付額 ① + ② + ③	
領收日付印 上記のとおり通知します。	9		
コードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。			
琉球銀行：那覇市役所内出張所 ゆうちょ銀行 福岡町金事務センター（〒812-8794）		納代行会社：CNS (那覇市／CVS本部控)	

## ミシン目

## 7. 保険料の減免

災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられることがあります。

## 8. 特別徴収

老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が特別徴収対象年金額の1/2以下の人には、後期高齢者医療保険料を年金からの天引きにより納めることになります。4月、6月、8月の仮徴収額と10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。なお、翌年度仮徴収額は、本年度2月の特別徴収額と原則、同額になります。

## 9. 普通徴収

特別徴収以外の方は普通徴収になります。口座振替での納付を希望される場合は、申請が必要です。

## 10. 審査請求及び行政訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

2 また、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときを除く）でなければ提起することができないこととされています。

①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。

ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県後期高齢者医療審査会（3階 国民健康保険課内）

TEL 098-866-2304

FAX 098-866-2326

2 P裏

# 便利で安心 “口座振替”

お忙しい方、留守がちな方には口座振替が一番!! 一度手続きをすると、その後は自動的に引落しされますので安心・確実です。

## 手続き方法

- この通知書の口座振替申込書の赤枠部分を記入してください。（口座振替申込書は7Pに備えてあります）
- この納付通知書と預金通帳、通帳届出印鑑を持って、口座のある金融機関にお申し込みください。

## 注意事項

- 手続きに1ヶ月程かかりますので、申込み月の翌々月からの引落しとなります。
- この申込書は、ゆうちょ銀行・郵便局では使用できません。ゆうちょ銀行・郵便局窓口備え付けの専用申込書をご利用ください。
- 振替は各期別の納期限日に引落しされます。
- 全期前納（一括払い）は年間1回（7月振替時）のみとなります。6月以降に全期前納での口座登録をされた場合は、その年度は期別ごとの振替となり、翌年度から全期前納（一括払い）となります。

お問い合わせは…那覇市役所 国民健康保険課 TEL(098)917-0410(直通)  
FAX(098)862-4265

## 2\_後期高齢者医療保険料額決定通知書 (KU02) 裏

1 P裏

### 1. 賦課根拠

高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により賦課されたものです。

### 2. 保険料算出方法

1人あたりの保険料 = 均等割額 + 所得割額（80万円を限度とする）

均等割額 = 56,400円

所得割額 = 賦課のもととなる所得額（※1）×所得割率（11.6/100）

※1 賦課のもととなる所得 = 前年の所得 - 43万円

### 3. 月割賦課

賦課期日後に納付義務の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

4. 所得の低い方の軽減措置（今年度の軽減基準となります。各年度の詳細基準については市町村までお問合せください。）

世帯（二世帯主及び被保険者）の所得状況に応じて次のように保険料の均等割額が軽減されます。

所得の申告がない場合は軽減の対象とはなりませんので必ず申告してください。

・均等割 7割軽減基準額

総所得額が、基礎控除額（43万円※2）を超えない世帯

・均等割 5割軽減基準額

総所得額が、基礎控除額（43万円※2）+ 30.5万円 ×（被保険者数）を超えない世帯

・均等割 2割軽減基準額

総所得額が、基礎控除額（43万円※2）+ 56万円 ×（被保険者数）を超えない世帯

※2 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基準控除額（43万円）に、下記の金額が加算されます。

（給与所得者等の数-1）×10万円

### 5. 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置

これまで自分で保険料を納めていない職場の健康保険などの被扶養者だった方も、保険料を納めることになりますが、後期高齢者医療保険制度に加入した日の属する月から2年を経過する月まで、保険料の軽減措置があります。

### 6. 賦課期日 毎年4月1日

ミシン目

4 P裏

### 1. 納期限までに納められなかった場合

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われるほか法律の定めるところにより納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、保険料額に対して各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。（納期限の翌日から3ヶ月を経過するまでの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算）

### 2. 徴収根拠

期別保険料額は、沖縄県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療の被保険者資格を有する者に対して決定した保険料額について、高齢者の医療の確保に関する法律並びに同法施行令、施行規則の規定により徴収するものです。

### 3. 納付方法

年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として年金からの特別徴収（天引き）の対象となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が特別徴収対象年金受給額の2分の1を超える方や、那覇市での介護保険料が特別徴収されていない場合などは特別徴収されません。このような場合、後期高齢者医療保険料は直接納めていただく普通徴収になります。

### 4. 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置

これまで自分で保険料を納めていない職場の健康保険などの被扶養者だった方も、保険料を納めることになりますが、後期高齢者医療保険制度に加入した日の属する月から2年を経過する月まで、保険料の軽減措置があります。

### 5. 保険料の納付義務者

後期高齢者医療保険料は被保険者と世帯主、配偶者も連帯して納付する義務を負います。（高齢者の医療の確保に関する法律108条）

### 6. 審査請求及び行政訴訟

(1) この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で沖縄県後期高齢者医療審査会に對し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

(2) また、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に那覇市を被告として（代表者は那覇市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときを除く）でなければ提起することができないこととされています。

①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。

ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県後期高齢者医療審査会（3階 国民健康保険課内）

TEL 098-866-2304

FAX 098-866-2326

文言修正予定

3 P裏

## 納付方法の選択について

後期高齢医療保険料の納付方法は、原則年金からの天引きによる特別徴収となります。申し出により口座振替でのお支払いに変更することができます。口座振替でのお支払いをご希望の方は、下記のとおり申請してください。ただし、次のいずれかに該当する方は、法令等により特別徴収の対象外となりますので申請は不要です。

- ・特別徴収の対象となる年金(基礎年金等)が年額18万円未満の方
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金支給額の2分の1を超える方
- ・年金貸付事業の融資を受けられている方

※年金からのお支払いを希望される場合も、お手続きは不要です。

記

・受付場所：那覇市役所1階 国民健康保険課 12番窓口

・必要書類：被保険者証・預金通帳・通帳届印又は、キャッシュカード

※代理の方が来課される場合は、上記書類に加え代理者の身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。

※特別徴収から口座振替に変更した場合、所得税・個人住民税の社会保険料控除については、口座名義人の方に適用されることになりますのでご注意ください。

※過去の納付実績等を理由に納付方法の変更が認められない場合があります。

ミシン目

第1期分裏

約定

1. 振替日は、納期限（又は、指定日）の5日前から納期限（又は指定日）の日までとします。
2. 那覇市から納付書が貴行に送付されたときは、当方に通知しないで所定の振替日に当方の指定口座から納付書記載の金額を払い出し、那覇市の指定口座に払い込んでください。
3. 前項の手続きについては、当座勘定又は普通預金の約定にかかわらず当座小切手の払出し又は普通預金通帳及び同払い戻請求書の提出をいたしませんので貴行所定の方法で処理してください。
4. 所定振替日に指定預金口座の残高が納付書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく、当該納付書を返却されても異議ありません。
5. この口座振替は、貴行が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
6. この取扱いについて、万一紛議を生じても貴行に迷惑をかけません。
7. この依頼書は、特別の事情のない限り、次年度以降も有効とします。

以下のお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超えている納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

沖縄県労働金庫削除

文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い / りゅうぎんアプリ（PayB）  
※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持ください。

コンビニエンスストア（全国の各店舗）  
・ファミリーマート・ローソン・ローソンストア100・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ  
・ヤマザキデイリーストア・ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ  
・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト  
・セイコーマート・ハマナスクラブ・ダイエー・ハセガワストア・MMK設置店

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
・沖縄県労働金庫  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 国民健康保険課 (098)917-0410



## 第6期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

文言修正予定あり

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

## 第7期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

文言修正予定あり

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
**・沖縄県労働金庫**  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。  
※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。  
・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書  
・記載されている金額が30万円を超える納付書  
・納期限を過ぎた納付書  
・金額が訂正された納付書

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
**・沖縄県労働金庫**  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。  
※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

## 第8期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

文言修正予定あり

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

## 第9期分裏

### 沖縄県労働金庫削除

ミシン目

第9期分裏

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
**・沖縄県労働金庫**  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。  
※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。  
・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書  
・記載されている金額が30万円を超える納付書  
・納期限を過ぎた納付書  
・金額が訂正された納付書

金融機関  
・琉球銀行・沖縄海邦銀行  
・沖縄銀行・コザ信用金庫  
**・沖縄県労働金庫**  
・沖縄県農業協同組合  
・みずほ銀行・鹿児島銀行  
・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。  
※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

## 後期高齢者医療保険料額決定通知書

### 3\_後期高齢者医療保険料額決定通知書（KU03）表



後期高齢者医療保険料が次の  
とおり決定しましたので通知します。

被保険者名  
被保険者番号

決定年月日

## 年間保険料

## の後期高齢者医療保険料額

決定理由	
------	--

お問い合わせ先  
〒904-1192 沖縄県うるま市石川石崎一丁目1番  
**沖縄県後期高齢者医療広域連合**  
TEL : 098-963-8012  
FAX : 098-964-7785

## ミシン目

後期高齢者医療保険料を下記のとおり徴収させていただきます。

被保険者名	徴収方法
-------	------

● 4ページの特別徴収欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

特別徵收義務者	
特別徵收對象年金	

●4ページの普通徴収欄に金額の記載がある場合は、納付書払いか口座振替での支払いとなります。

口座振替を登録している場合は、納期限の日に下記金融機関から振替させていただきます

金融機関	
支店	
目	口座番号
口座名人	

※〈一括払い〉の記載がある方は、第1期の納期限に一括で振替いたします。詳しくは、4ページ裏面をご覧ください。

保険料の算定基礎

① 税課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額 ③+④	
⑥ 限度超過額	均等割軽減割合	⑦ 均等割軽減額	⑧ 年間保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨ 月割減額

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎 (終了年度のみ)

⑩ 均等割額	均等割輕減割合	⑪ 均等割輕減額	⑫ 年間保険料額 ⑩-⑪	月数	⑬ 月割減額

期別保険料客

お問い合わせ先  
那覇市役所 国民健康保険課  
TEL : 098-917-0410  
FAX : 098-962-4265

### 3\_後期高齢者医療保険料額決定通知書（KU03）裏

1 P 裏

- 賦課根拠  
高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により賦課されたものです。
- 保険料算出方法  
1人あたりの保険料 = 均等割額 + 所得割額（80万円を限度とする）  
均等割額 = 56,400円  
所得割額 = 賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率（11.6/100）  
※1 賦課のもととなる所得 = 前年の所得 - 43万円
- 月割賦課  
賦課期日後に納付義務の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。
- 所得の低い方の軽減措置（今年度の軽減基準となります。各年度の詳細基準については市町村までお問合せください。）  
世帯（ニ世帯主及び被保険者）の所得状況に応じて次のように保険料の均等割額が軽減されます。  
所得の申告がない場合は軽減の対象とはなりませんので必ず申告してください。
  - 均等割 7割軽減基準額  
総所得金額が、基礎控除額（43万円※2）を超えない世帯
  - 均等割 5割軽減基準額  
総所得金額が、基礎控除額（43万円※2）+ 30.5万円 × (被保険者数) を超えない世帯
  - 均等割 2割軽減基準額  
総所得金額が、基礎控除額（43万円※2）+ 56万円 × (被保険者数) を超えない世帯
- ※2 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基準控除額（43万円）に、下記の金額が加算されます。  
(給与所得者等の数-1) × 10万円
- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置  
これまで自分で保険料を納めていない職場の健康保険などの被扶養者だった方も、保険料を納めることになりますが、後期高齢者医療保険制度に加入した日の属する月から2年を経過する月まで、保険料の軽減措置があります。
- 賦課期日 毎年4月1日

文言修正予定

2 P 裏

- 保険料の减免  
災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の减免を受けられることがあります。
- 特別徴収  
老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が特別徴収対象年金額の1/2以下の人には、後期高齢者医療保険料を年金からの天引きにより納めることになります。4月、6月、8月の仮徴収額と10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。なお、翌年度仮徴収額は、本年度2月の特別徴収額と原則、同額になります。
- 普通徴収  
特別徴収以外の方は普通徴収になります。口座振替での納付を希望される場合は、申請が必要です。
- 審査請求及び行政訴訟  
1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求することができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときを除く）でなければ提起することができないこととされています。
- ①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒900-8570  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県後期高齢者医療審査会（3階 国民健康保険課内）  
TEL 098-866-2304  
FAX 098-866-2326

ミシン目

4 P 裏

- 口座振替  
申し出により、特別徴収から口座振替に変更することができます。口座振替でのお支払いを希望される方は、市町村窓口にてお手続きください。  
※ご注意いただきたいこと  
(1) お手続きの際は、預金通帳、通帳印（又はキャッシュカード）ならびに被保険者証をご持参ください。  
(2) 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替によりお支払された方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税に影響する可能性がありますので、十分にご留意ください。  
(3) 過去の納付実績等を理由に納付方法の変更が認められない場合があります。  
(4) 全期前納（一括払い）で振替をお申し込みされている方の場合、第1期の納期限に一括で振替します。残高不足等で振替が出来なかったときや、年度途中に保険料額が増額したとき、または、第2期以降から支払いが発生したときなどは、その年度は期別での振替となります。

3 P 裏

- 納期限までに納められなかった場合  
納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われるほか法律の定めるところにより納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、保険料額に対して各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。（納期限の翌日から3ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算）
- 徴収根拠  
期別保険料額は、沖縄県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療の被保険者資格を有する者に対して決定した保険料額について、高齢者の医療の確保に関する法律並びに同法施行令、施行規則の規定により徴収するものです。
- 納付方法  
年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として年金からの特別徴収（天引き）の対象となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が特別徴収対象年金受給額の2分の1を超える方や、那覇市の介護保険料が特別徴収されていない場合などは特別徴収されません。このような場合、後期高齢者医療保険料は直接納めていただく普通徴収になります。
- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置  
これまで自分で保険料を納めていない職場の健康保険などの被扶養者だった方も、保険料を納めることになりますが、後期高齢者医療保険制度に加入した日の属する月から2年を経過する月まで、保険料の軽減措置があります。
- 保険料の納付義務者  
後期高齢者医療保険料は被保険者と世帯主、配偶者も連帯して納付する義務を負います。（高齢者の医療の確保に関する法律108条）
- 審査請求及び行政訴訟  
(1) この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求することができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。  
(2) また、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に那覇市を被告として（代表者は那覇市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときを除く）でなければ提起することができないこととされています。  
①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。  
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。  
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県後期高齢者医療審査会（3階 国民健康保険課内）  
TEL 098-866-2304  
FAX 098-866-2326



# 督促状

## 4\_後期高齢者医療保険料督促状兼納付書 表

後期高齢者医療保険料が納期限を過ぎても未納の状態となっているため、地方自治法第231条の3により督促します。  
お早めに裏面の納付場所で納めてください。  
使用期限を過ぎると、この納付書は使用できません。

### ※留意事項※

- ・本書到着以前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。
- ・分納等納付相談されている方にも送付しておりますので、分納計画のとおり納めてください。
- ・納付後、本市で確認がとれるまで1~3週間ほど要します。
- ・領収証書は、支払いを証明するものですので大切に保管してください。

納付の際には、あらかじめここから切り離して、窓口へお出しください

沖縄県那覇市

納付済通知書		0123456789						
口座番号	01780-0-961449	加入者名	那覇市会計管理者	金額				
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分		
使用期限		調定年度	賦課年度	科目	期別	通知書番号		



納付者

CVS取納用

バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。

取りまとめ  
金融機関  
琉球銀行 那覇市役所内出張所

ゆうちょ銀行 福岡町金融センター(〒812-8794)

税理代行会社 CNS

(那覇市/CVS本部控)

受取印白紙

### ミシン目

〒900-8585 那覇市泉崎丁目1番1号  
那覇市役所 国民健康保険課 後期高齢グループ  
TEL 098-917-0410(直通) FAX 098-862-4265

沖縄県那覇市

納付書

加入者名	那覇市会計管理者		
口座番号	01780-0-961449		
使用期限			
料額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		
納付者			
通知書番号			
調定年度	賦課年度	科目	期別
領收日付印	上記のとおり納付します。		

領收証書  
沖縄県那覇市

加入者名	那覇市会計管理者		
口座番号	01780-0-961449		
使 用 期 限			
料 額	円		
督 促 手 数 料	円		
延 滞 金	円		
合 計	円		
納付者			
通知書番号			
調定年度	賦課年度	科 目	期 別
領收日付印	上記のとおり領収しました。 <small>この領收書は返納期間の領収書の跡になります。</small>		
収入印紙不要			

(納付者控)

## 督促手数料

那覇市後期高齢者医療に関する条例により督促状1通につき督促手数料として100円を徴収します。

## 延滞金

①納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は14.6%）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。

（納期限の翌日から3ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算）

※延滞金特例基準割合とは、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年9月から前年8月までにおける平均として財務大臣が告示する割合に、1%を加算した割合です。

②計算の基礎となる保険料額に1,000円未満の端数があるとき、または料額が2,000円未満であるときは切り捨てます。

③延滞金額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは切り捨てます。

## 納付についてご注意

1. この督促状の指定期限までに納付されないときは、財産差押え等の滞納処分を受けることがあります。（地方自治法231条の3第3項）

2. この督促状に不服がある場合には、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、那覇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。

3. 上記2の審査請求に対する裁決に、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、那覇市を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求のあった日から3ヶ月を経過しても裁決が無い場合、②処分、処分の執行又は手続の継続により著しい損害を受ける恐れがある場合等の正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも提起することができます。

以下の納付書はお取扱いできません。

- 汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- 記載されている金額が30万円を超えている納付書
- 使用期限を過ぎた納付書
- 金額が訂正された納付書

### 金融機関

- 琉球銀行
- 沖縄海邦銀行
- 沖縄銀行
- コザ信用金庫
- 沖縄県労働金庫**
- 沖縄県農業協同組合
- みずほ銀行
- 鹿児島銀行
- 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱います。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課 (098)917-0410

## 4\_後期高齢者医療保険料督促状兼納付書 裏

### 沖縄県労働金庫削除

### 文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い / りゅうぎんアプリ (PayB)  
※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持参ください。

### コンビニエンスストア（全国の各店舗）

- ファミリーマート
- ローソン
- ローソンストア100
- セブン-イレブン
- デイリーヤマザキ
- ヤマザキデイリーストア
- ニューヤマザキデイリーストア
- ミニストップ
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ポプラ
- 生活彩家
- くらしハウス
- スリーエイト
- セイコーマート
- ハマナスクラブ
- タイエー
- ハセガワストア
- MMK設置店

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 国民健康保険課 (098)917-0410

## 5\_後期高齢者医療保険料端末用納付書 裏

那覇市役所 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ  
 ☎ (098) 917-0410

\*納付場所については裏面をご確認ください。

\*領収証書は、支払を証明するものですので大切に保管してください。

**納付の際には、あらかじめここから切り離して、窓口へお出しください**

沖縄県那覇市

0123456789

納付済通知書

口座番号	01780-0-961449	加入者名	那覇市会計管理者	金額	円
収納機関番号		納付番号		被認可番号	
使用期限		調定年度	被認可年度	料目	類別

82 20	1101010201017	料	類
調定年度	被認可年度	料目	類別
0802			

納付者	CVS店頭	領收印	上記のとおり領收します。
バーコードがりいちらや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。			
取り扱い店舗	提携銀行	銀行ATM	
支拂額	セブン銀行	セブン銀行ATM	

沖縄県那覇市

納付書

領収証書  
沖縄県那覇市

加入者名	那覇市会計管理者
口座番号	01780-0-961449
使用期限	
料 額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合 計	円
納付者	

加入者名	那覇市会計管理者
口座番号	01780-0-961449
伊 川 順 作	
料 額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合 計	円
納付者	

通知書番号  
調定年度  
被認可年度  
料目  
類別

通知書  
番号  
調定年度  
被認可年度  
料目  
類別

領收印  
上記のとおり領收します。

領收印  
上記のとおり領收しました。

收入印紙不要

取り扱い店舗 提携銀行 ATM

支拂額 セブン銀行 セブン銀行ATM

(那覇市/CVS本部)

取扱店舗(CVS)

(金融機関/支拂額/CVS店頭)

(金融機関/支拂額/CVS店頭)

## 5\_後期高齢者医療保険料端末用納付書 裏

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・使用期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

### 金融機関

- ・琉球銀行 ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄銀行 ・コザ信用金庫
- ・~~沖縄労働金庫~~（令和6年3月31日まで）
- ・沖縄県農業協同組合
- ・みずほ銀行 ・鹿児島銀行
- ・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
国民健康保険課  
(098)917-0410

### 沖縄県労働金庫削除

### 文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。（領収書は発行されません）  
Pay Pay / au PAY / ~~お払い~~ / ~~りゅうぎんアプリ~~ (Pay B)

※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付をし領収書をご持参ください。

### コンビニエンスストア（全国の各店舗）

- ・ファミリーマート ・ローソン ・ローソンストア100 ・セブン-イレブン ・デイリーヤマザキ
- ・ヤマザキデイリーストアー ・ニューヤマザキデイリーストア ・ミニストップ
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・ポプラ ・生活彩家 ・くらしハウスマート
- ・スリーエイト ・セイコーマート ・ハマナスクラブ ・ダイエー ・ハセガワストア
- ・MMK設置店

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 国民健康保険課 (098)917-0410

## 5\_後期高齢者医療保険料端末用納付書(納税課分) 表

文言追加予定あり

那覇市役所 納税課 徴収対策グループ (後期高齢者医療保険料)  
☎ (098) 861-6902

※納付場所については裏面をご確認ください。

※領収証書は、支払を証明するものですので大切に保管してください。

納付の際には、あらかじめここから切り離して、窓口へお出しください

沖縄県那覇市		電話コード 472018
納付済通知書		
口座番号	01780-0-961449	加入者名 那覇市会計管理者
取扱機関番号	納付番号	金額

口座番号	01780-0-961449	加入者名 那覇市会計管理者	金額			
取扱機関番号	納付番号	確認番号	納付区分			
使用期限		調定期限	賦課年度	料目	期別	通知書番号

82	20	1101010201017	通知事項
賦課年度	期別	納区	督促手数料
0802			
延滞金		合計	納付額

納付者	CVS 収納用	領收日付印 上記のとおり通知します。
バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。		
取扱銀行: 那覇市役所内出張所 印鑑在室会員 CNS		

沖縄県那覇市	納付書
加入者名 那覇市会計管理者	口座番号 01780-0-961449
使用期限	

料額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付者	

通知書番号			
調定期限	賦課年度	料目	期別
納付者			

領收日付印 上記のとおり納付します。	領收日付印 上記のとおり領收しました。
収入印紙不要	

## 5\_後期高齢者医療保険料端末用納付書(納税課分) 裏

コンビニエンスストア等では那覇市に代わり、後期高齢者医療保険料を代理受領しています。

コンビニエンスストアでは、現金での納付のみ取り扱っています。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
納税課 徴収対策グループ  
(098)861-6902

以下の納付書はお取扱いできません。

- ・汚れなどによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載されている金額が30万円を超える納付書
- ・使用期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

### 金融機関

- ・琉球銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ~~・沖縄県労働金庫~~
- ・沖縄県農業協同組合
- ・みずほ銀行
- ・鹿児島銀行
- ・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

※納付期限を過ぎると、この納付書では納付できませんので、下記お問合せ先までご連絡ください。

※沖縄県外の方については、納期限内にみずほ銀行または右記のスマートフォンアプリやコンビニエンスストア等にて納めてください。

お問い合わせ先  
沖縄県那覇市役所  
納税課 徴収対策グループ  
(098)861-6902

### 沖縄県労働金庫削除

### 文言修正予定あり

下記のスマートフォンアプリでも納付できます。(領收書は発行されません)

LINE Pay / Pay Pay / au PAY / d払い

※納付後、収納確認に2週間程度時間を要します。納付後すぐに証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付をし領收書をご持参ください。

### コンビニエンスストア(全国の各店舗)

- ・ファミリーマート
- ・ローソン
- ・ローソンストア100
- ・セブン-イレブン
- ・デイリーヤマザキ
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・ミニストップ
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・ポプラ
- ・生活彩家
- ・くらしハウスク
- ・スリーエイト
- ・セイコーマート
- ・ハマナスクラブ
- ・ダイエー
- ・ハセガワストア
- ・MMK設置店

お問い合わせ先 沖縄県那覇市役所 納税課 徴収対策グループ (098)861-6902

届出済本法人確認書類(免許証、ハンドル等)又印办人、ストラーバー、力物、文書の力が要る事。代理申請の場合は、委任状を必要とする。

次の手順を踏んで、14日以内に届け出で下さい。( )内の書類を提出下さい。

40%

この封筒の窓フィルムは  
50%以上のリサイクル  
材料を使用し、完全燃焼で  
有害ガスを発生しません。



郵便区内特別

納期限または使用期限の過ぎた納付書の  
取り扱いはできません。

納期限または使用期限が過ぎないうちに  
納付をすませてください。

〒900-8585 那霸市泉崎1丁目1番1号

## 那霸市役所

国民健康保険課

TEL 098(862)4262(国民健康保険)  
098(917)0410(後期高齢者医療)  
FAX 098(862)4265

「国保税 みんなで納めて  
ゆいまーる」

セロ密封筒(区内特別)表

届出料金(本人確認書類(免許証、マイナンバー等)又は法人、ストックバー一括納付用の方法を要する場合は、代理申請の場合は、責任状を必要とする。

次の手順で支払う方法があります。( ) 内の書類を提出すること。



40%

この封筒の窓フィルムは  
50%以上のリサイクル  
材料を使用し、完全燃焼で  
有害ガスを発生しません。

「国保税 みんなで納めて  
ゆいまーる」

納期限または使用期限の過ぎた納付書の  
取り扱いはできません。

納期限または使用期限が過ぎないうちに  
納付をすませてください。

〒900-8585 那霸市泉崎1丁目1番1号

**那霸市役所**

国民健康保険課

TEL 098(862)4262(直通)

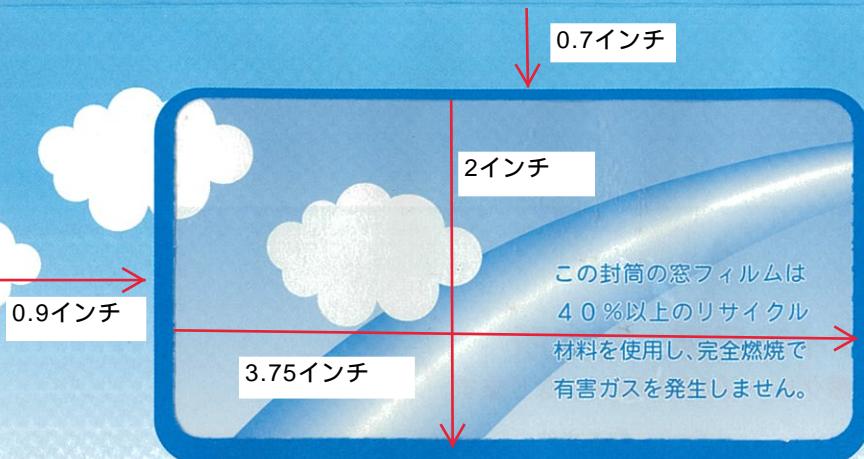
FAX 098(862)4265

届出の結果本人確認書類(免許証、IDカード等)、支票等の書類を提出する必要があります。代理申請の場合は扶養、委任状等が必要です。

次回の提出期限までに提出してください。

フタ部分

3cm (1.18インチ)



郵便区内特別

納期限または使用期限の過ぎた納付書の取り扱いはできません。

納期限または使用期限が過ぎないうちに納付をすませてください。

「国保税 みんなで納めて  
ゆいまーる」

〒900-8585 那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市役所

国民健康保険課

TEL 098(862)4262(国民健康保険)  
098(917)0410(後期高齢者医療)  
FAX 098(862)4265

■235×120mmコンビニ対応（共通裏面）

次のようなことがあれば14日以内に届け出でください。下記の書類を忘れずに。

届出には本人確認書類(免許証、パスポート等)、マイナンバーがわかるものが必要になります。代理申請の場合は、委任状も必要です。

## 届け出先：那覇市役所 国民健康保険課、ハイサイ市民課、各支所

※後期高齢者医療制度に関する届出は、本庁1階⑫窓口 後期高齢者医療グループのみの受付となります。

### ■国保へ加入

他の市町村から転入したとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき 被扶養者から外れたとき	健康保険喪失証明書
子どもが生まれたとき	親子健康手帳
生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書

### ■国保をやめる

他の市町村へ転出するとき	資格確認書
死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・死亡を証明するもの</li><li>・資格確認書</li></ul>
職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場の資格確認書</li><li>・国保の資格確認書</li></ul>
生活保護が開始されたとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護開始決定通知書</li><li>・資格確認証書</li></ul>

### ■その他

住所、氏名、世帯主が変わったとき	加入者全員の資格確認書
世帯分離、世帯合併	加入者全員の資格確認書
資格確認書の再発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人確認書類</li><li>・汚損した資格確認書 (紛失の場合、遺失物受理票など)</li></ul>
就学のため市外に住所を定めるとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・在学証明書</li><li>・資格確認書</li></ul>
治療等で市外の施設へ入所するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・入所証明書</li><li>・資格確認書</li></ul>

▶外国人住民の方は、上記必要なもの+在留カード+パスポートを持参してください。（本庁のみの受付）